

表彰弔意規約

2021.1.1 改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、団員、団員保護者、指導者、団世話役の表彰及び弔意について、これらを円滑かつ適正に実施することを目的として定める。

第2章 表彰及び感謝状

(表彰)

第2条 表彰状はベアーズの活動において、顕著な模範となる活動をし、その成果を収めた者に対して授与する。

2 表彰は、代表者会議において選考し、総会または適当な機会に表彰状を贈り、副賞を贈呈することができる。なお、副賞は、3千円相当額のものとする。

3 OB 団員も対象とする。

(感謝状)

第3条 感謝状は、次号に該当する個人に対して贈呈することとし、総会において感謝状を贈るとともに副賞を贈呈する。なお、副賞は、3千円相当額のものとする。

(1) 代表、副代表、監督、保護者会長が退任した場合

第3章 病氣見舞金及び香典

(病氣見舞金)

第4条 第1条に定める対象が、1ヶ月以上の入院する場合は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額の病氣見舞金を送ることができる。

(1) 団員 5千円

(2) 団員保護者 3千円

(3) 指導者 3千円

(4) 団世話役 3千円

(香典)

第5条 第1条に定める対象が、死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額の香典をするとともに、1万5千円以内の供花及び3千円以内の弔電を送る。

(1) 団員 1万円

(2) 団員保護者 5千円

(3) 指導者 3千円

(4) 団世話役 3千円

2 その他の関係者は、次の各号に定める区分とし、3千円以内の弔電を送る。

(1) OB 団員

(2) 広島市軟式野球連盟役員

(3) 広島市少年野球協議会役員

(4) 他クラブ役員

(附則)

この規則は平成 19 年度から施行する。